

特例監理技術者等の配置に係る取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、松戸市が発注する建設工事において、建設業法（以下、「法」という。）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(特例監理技術者の配置を認める対象工事)

第2条 次の各号に掲げる条件をすべて満たす工事は、特例監理技術者の配置を認めるものとする。

- (1) 設計金額（税込）が2億円未満である工事
- (2) 松戸市が発注し、工事の現場が松戸市内であること
- (3) 低入札調査基準価格を下回る価格により落札し契約するものではない工事
- (4) 兼任できる工事が維持工事同士ではないこと

※「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう

2 前項の規定にかかわらず、工事の特性を踏まえ、特例監理技術者の配置を認めないことができるものとする。この場合には、入札公告又は入札（見積）に関する注意事項で特例監理技術者が配置不可とされている工事であることを明示する。

(兼任を認める条件)

第3条 前条に定める工事において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合には、特例監理技術者の兼任を認めるものとする。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること
- (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
- (5) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、工事現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない
- (6) 特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制であること

(7) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること

(兼任の手続き)

第4条 監理技術者が特例監理技術者として兼任し監理技術者補佐を配置する場合は、指定様式の他に以下の書類を提出すること。

(1) 監理技術者補佐の資格を有する書類

(2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）

2 前項の場合において、第3条(6)から(7)について施工計画書へ記載し、工事担当課へ提出すること。

3 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

(協議)

第5条 契約後に監理技術者が特例監理技術者として兼任しようとする場合は、事前に本工事並びに兼任先の工事の監督職員と協議を行うこと。また、特例監理技術者の兼任を要さなくなった場合も同様する。

(補則)

第6条 この基準に定めのない事項は、「監理技術者制度運用マニュアル（最終改正 令和2年9月30日国不建第130号）」等に準拠するものとする。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から適用する。